

第二十二回 参議院建設委員会會議録第二十三号

昭和三十年七月二十一日(木曜日)午前
十時四十六分開会

委員の異動

七月二十日委員松岡平市君辞任につき、
その補欠として石原幹市郎君を議長に
おいて指名した。

出席者は左の通り。

委員長 石川 榮一君
理事 石井 桂君
赤木 正雄君
近藤 信一君
武藤 常介君

委員

石原幹市郎君
小澤久太郎君
西岡 ハル君
酒井 利雄君
横川 信夫君
北 勝太郎君
村上 義一君
湯山 勇君
田中 一君
永井純一郎君
堀木 鎌三君

衆議院議員

小澤佐重喜君
楠 兼次郎君

国務大臣

建設大臣 竹山祐太郎君

政府委員

建設大臣官房長 石破 二郎君
建設省河川局長 米田 正文君

事務局側

常任委員 武井 篤君
会専門員 建設大臣官房 宮内 潤一君
建設課長

説明員

建設大臣官房 宮内 潤一君
建設課長

本日の会議に付した案件

○公共土木施設災害復旧事業費国庫負
担法の一部を改正する法律案(内閣
提出、衆議院送付)

○建設業法の一部を改正する法律案
(小澤久太郎君外二名発議)

○連合審査会に関する件

○国土開発融資自動車道建設法案(衆
議院送付、予備審査)

○参考人の出頭に関する件

○委員長(石川榮一君) ただいまから
委員会を開会いたします。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負
担法の一部を改正する法律案を議題に
供します。

今、出席されております政府委員は、
建設大臣、建設省米田河川局長、建設
省河川局長浅村廉、これは説明員、
建設省計画局長町田登、大蔵省の藤枝
政務次官はただいま大蔵委員会に出席
されておりますから、連絡をとって
おります。原主計局長は間もなく見
えることになっております。

御質疑のあります方は順次御発言を
願います。

○田中一君 大蔵大臣その他に要求し
ている同僚委員が来ておりませんか
ら、一応付帯決議を懇談で御相談して

起草したいと思うのですが、お諮り願
いたいと思います。

○委員長(石川榮一君) ただいま田中
君からの動議で、付帯決議を先に相談
をしてみたいというのですが、いかが
いたしましょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(石川榮一君) じゃ、そうい
たしましょうか。

速記をとめて下さい。

午前十時四十八分速記中止

午前十一時十一分速記開始

○委員長(石川榮一君) 速記を始め
て。

○湯山勇君 仕越し工事とそれから今
回出されたこの法律との関係につ
いて、なお若干不安な点がございま
すから、その点についてお尋ねいたし
たいと存じます。それは、本法によつて、
緊要の災害復旧事業に対しては、まず
三カ年で復旧するという原則が打ち立
てられたわけでございます。そこで、
指定された事業については、地元はま
ずこれは三年で復旧できるものという
計画のもとに進めていく。ところが、
まず大丈夫なような御答弁がありまし
たけれども、もしこれが三年間に復旧
できなくて、四年になると、財政上の
都合その他によつて四年になるという
ことになれば、地元としては、この法
律はできたことだし、しかも三年以内
にできるということになっております
から、工事は進めていく。ところが、最
後のどたんばになって、これは四年か

かるということになれば、その分だけ
仕越しになる可能性があると思うわけ
でございませう。そこで、大臣は継続費
的な性格を持たせようというお話でござ
いませうが、その際、まずこの工事は
必ず三年以内にできる、この工事は
ひよっとすると四年目にかかるかもしれ
ないというように内示が何かしてお
かないと、初年度か二年目かにかか
らないと、今日でも仕越し工事で相当
困つておる。その上へ持つていって、
この法律ができたために、安心して仕
越しをやっていく。あるいはもっと逆
用すれば、初年度、二年度にすぎん
仕越しをやつておいて、そうすること
によつて一三年、四年に延びる工
事が多い地方公共団体において、初年度、
二年度に仕越しをやつていくという
ようなことさえも考えられるのではな
いかと思ひますので、その点の不安が
あるために、これは大蔵大臣にお聞き
すべきかと思ひますけれども、すでに
閣議で十分大臣の方はお話しになつて
いらつしやるということをお聞きまし
たので、そういうことについての対策
をどういうふうにお考えになつてい
らつしやるか、一つ大臣からお聞きし
たいと思ひます。

○国務大臣(竹山祐太郎君) ごもつと
もでありまして、その点についてはあ
らかじめ個々の査定の際から仕分けを
して参るうちに、しっかり計画的に積
み上げますから、三年でやるという原
則はあくまでもやることに十分の用意を
いたしておりますが、万一延びる場合

というものは、おそらく予定をしてい
た三年目になつて、非常に情勢に大き
な変化があったりなどして、予定通り
いかなかったという場合等が起ること
も、御心配のように、全く予想されな
いではないかもしれませんが、しかし
そういう場合に於いては、今御指摘の
ように、予算措置がかりにできなけれ
ば、金融処置等によつて十分その補
はするということがこの立案の前提に
なつて考へておりますから、従つて、
初めから四年でなければできない
だらうということとは考へられないと思
いますから、従つて、予算処置及び財
政金融処置等をあわせて行なうと思
ひますが、なお実施に当りましては、
さようなことで必要以上に混乱の起
らないように、よく注意をいたしてや
りたいと考へております。

○湯山勇君 ただいまの御説明で、こ
ういうふうな把握したのでよろしいの
でございませうか。たとえば特別な
事情が起らない限り、たとえばその後
において非常に大きな災害があると
か、国の政策が大きく変わったとい
うようなことがない限り、これは予算
だけじゃなくて、この必要な措置の中
には予算及び資金を含んでおられるわけ
ですから、たとえば本年度の予算でい
え、災害等がない限り補正は組まない、
總理の方で言つておられるような程
度、そういうふうな見方が見ても納
得するような事情がない限り三年でや
っていくと、こういうふうに解釈してよ

ろしいのであれば、私はそれは満足ですが、そういう意味でございまいしょうか。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 全くその通りでありまして、そのことは事務的にそういうふうな練り合つてできた三年の計画でありまして、非常に慎重に念を入れて、先ほど申し上げましたが、原則的には最後におっしゃった通りだと考えております。

○湯山勇君 それから災害復旧費は、河川の場合もそういうことがあると思ひますけれども、特に海岸等の場合は、改良復旧と申しますか、原形復旧よりもっとよくしていかなければ将来の災害に対する備えができないというふうな例も、ずいぶんたくさんあると思ひます。そういう改良復旧というふうな場合には、この法律の適用がどういふふうになされるか、それについてちょっとお伺ひいたしたいと思ひます。

○国務大臣(竹山祐太郎君) これは、実は海岸の問題は、大きく見まして、まだ日本全体的に非常に放置されておる面の方が大きいので、国会の御注意もありまして、今建設省は全面的に海岸の処理を立案をいたしたいと思ひて努力をいたしております。従つて、御指摘のように、海岸の防備——防備といひますか、いろいろ施設につきましては、この法律では一応原形復旧の原則に準じたものを考えますが、それとてい防ぎ得るものではないので、現に海岸堤防の問題は別途の予算処置を講じておりますから、その方を拡大していくことによって、これは改良的なまたあるいは新しい海岸堤防の問題に発展をさして参りたいと考えており

ますので、この負担法で大きな海岸堤防を予想するということはちよつと困難に考へております。やらないという意味ではありませぬけれども、御趣旨のような問題は、むしろ別途に取り上げべきものと私は考へております。

○湯山勇君 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令の一部を改正する政令案の方に「海岸、イ、堤防の欠損又は破壊箇所、ロ、その他公益上放置し難い重要な箇所」これがありますし、もちろん今大臣のおっしゃったような別な法律でもつてやつてゆかれるという場合においても、その場合にまた別の法律による場合もあるというふうになるようにも受け取れるのでございします。一つの海岸の災害の場合に、それを二つの法律、この法律で原形復旧までやつて、そしてそれ以上の改良復旧は別の法律でやるというようにされるのか、その場合にはこれを切り離して別の法律でやられるお考えなのか、その点も一つお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(竹山祐太郎君) これはばやつと申し述べまして恐縮でございしますが、もちろんこの法律によつて復旧はあくまでやります。そのことはできるだけ、私ども最大限にやることは今までもやつておりますが、今後も努力いたしますが、私は欲をいうと、それだけでは今まで放置しておつた海岸の問題はなかなか十分なものも行くまいと思ひますから、それに添う別途の方策を考慮するというのを申し上げて、かえつて混乱したかしれません。御質問の点はあくまでこの法律でやるということとは、決して間違つた考へで

はありませぬ。

○湯山勇君 わかりました。

○赤木正雄君 はかの委員からたびたび質問があつたんですが、この第八條の二の「財政の許す範囲内において、三カ年以内にしようというのでありますからして、この財政の範囲といふのは非常にばくたつたもので、實際三カ年でできていないというのが今までの例でありまして、この点について大蔵大臣と十分お約束をしておられるのであります。もう一度その点を、今後はこの「財政の許す範囲」といふのをどの点におかれるか、これによつてすべてのことが決定されるのか、どこまでも三カ年以内にやつてしまおうという御趣旨なのか、やはり財政の許す範囲外だからできないということになりますと、これはできませんから、その点をはつきりもう一度お聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(竹山祐太郎君) ごもつともな御心配と思ひますが、この点は、事務的に積み上げて大蔵大臣とも話し合ひましたのは、政府みずからがやうな提案をいたします趣旨は、この際、いわゆる非常事態といひますが、予測し得ない原因のない限り、原則的にも三年でやる決心のもとに提案をいたしたのでありますから、三年でやるというこの例外は、まず実は予想いたしておらぬように御理解していただきたいと思ひます。

○赤木正雄君 よく了承しました。

○委員長(石川榮一君) 私からも一つ伺ひます。この三、五、二の比率によつておやりになることはやむを得ませんが、予算の使い方につきまして、先般もちよつとお伺ひしておいたのであり

ますが、もう一度確かめておきたいのは、第二次の五といふものはいわゆる災害の復旧を含めて、翌年の三月三十一日までということになると思ひますが、そういう予算の使い方でなくして、第二次の災害復旧は、通常予算によつて盛られる予算のいわゆる五という割合になりましようから、その実施は次の台風期までに消化をしまして、第二次の台風期前には八割は仕上げる、こういうような予算の使い方をしたい。そのことによつて台風を突破し得ると思ひます。期間が一年だといふので、次年度の台風期を含めて、翌年の三月三十一日までこれを消化すればいいのだという考へ方でありまして、また災害を増大する憂いがあると思ひますから、せつかつきました第二次のいわゆる五〇%の予算は、次年度の台風期までに消化して、要するに大体八割程度の災害復旧は仕上げるという根本方針を確立しておやうを願うように願ひたいと思ひますが、これに対する御見解を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 原則的に、委員長のお考へを通り政府は実施すべきだと思ひますし、またさうに努力をいたしたいと思ひます。

○委員長(石川榮一君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(石川榮一君) 速記を始め

○湯山勇君 この法律が、ほんとうに政府が意図し、われわれが期待するやうな効果をあげ得るかいなか、あるいはまたこの法律が将来さらに地方に仕越し、工事を増大させるやうな害毒を流すか、そういう要点は、一にかか

て災害復旧工事に対する国の負担金の措置いかんにかかっている問題でございします。特にこの災害復旧につきましては、単に単年度予算ではなくして、継続的な性格を持つていふということになりますと、それに対する政府の負担金交付の措置も長期かつ計画的になされなければならぬと思ひます。この点については、他の法律における同様な言葉、すなわち財政の許す範囲内において国は措置するといふそれとは意味が違ふと思ひますので、特にこの際、この法律実施に対しての政府の国の負担金に対する措置について、大臣から御決意のほどを重ねて承わりたいと思ひます。

○国務大臣(竹山祐太郎君) ただいまの御発言はきわめて重大な御発言と考へております。われわれ今回の法案を提案するにつぎまして、最も長くかつて事務的に築き上げるために努力をいたしました点は、今御指摘の点であります。これは連年にわたる災害補助金制度を一日も早く正常なものに仕上げたいという政府の決意の表われでありますから、さうな意味において、今回三年を限度として災害復旧を仕上げるということを政府みずから提案をいたしたやうな次第でありますから、これは決してそのつど、そのつどの財政事情等によつてこの原則をくずすがごときことは、決して事務当局を初め政府全体は考へておりませぬわけでありまして、ただいま御趣旨のやうな点につきまして、この法律を一そり力強く実施することによりまして、御期待に沿ひたいと思ひておる次第であります。

○委員長(石川榮一君) 他に御発言は

ございせんか。——それでは質疑は
尽きたものと認めて御異議はございま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石川第一君) 御異議はない
と認めます。

それでは、討論に入ります。御意見
のおありの方は、賛否を明らかにして、
お述べをお願いします。

○田中一君 私はこの際、この法案の
賛否を明らかにする前に、付帯決議案
を皆さんにお諮りいたします。その案
文は、

公共土木施設災害復旧事業費国庫
負担法の一部を改正する法律案の趣
旨は諒とするも、

一、政府は、災害復旧のみに捉われ
ず、一歩進めて、昭和二十八年十
月治山治水対策協議会決定による

「治山治水基本対策要綱」の方針
に基づいて速かに、之が予算化を図
り、国土保全と治山治水の万全を
期し、災害絶滅のため努力され
たい。

一、各省所管の災害工事査定方針に
差異のあることは、当該地方に
悪影響を及ぼし、甚だ遺憾である。
これが統一について至急に具体的
対策を樹立して、実施に移され
たい。

以上でございます。これが皆さんの
御共鳴が得られるならば、本委員会の
総意に基づくこの付帯決議として出
したいと思いますが、委員長、お諮り
願いたいと思ひます。

○委員長(石川第一君) 他に御意見は
ございせんか。——ございせんよ
うですから、討論は終局したものと認
めて御異議はございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(石川第一君) 御異議ないと
認めます。

それでは、これより採決に入ります。
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担
法の一部を改正する法律案を問題に供
します。本案を原案の通り可決するこ
とに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(石川第一君) 全会一致で
ございます。よって本案は、全会一致を
もって原案の通り可決すべきものと決
定いたしました。

次に、討論中述べられました田中一
君提出の付帯決議案を議題にいたし
ます。田中君提出の付帯決議案を本委
員会の決議とすることに賛成の方の挙
手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(石川第一君) 全会一致と認
めます。よって田中一君提出の付帯決
議案は、全会一致をもって本委員会の
決議とすることに決定いたしました。

なお、本院規則第四十四条による本会
議における口頭報告の内容、第七十二
条により議長に提出すべき報告書の作
成、その他自後の手続につきましても、
慣例によりまして、これを委員長に御
一任をお願いいたします。御異議ご
ざいせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(石川第一君) 御異議ないと
認めます。よってさように決定いたし
ました。

それから報告書には多数意見者の署名
を付することになっておりますが、
ら、本案を可とせられる方は順次御署
名をお願いします。

多数意見者署名

石井 桂 赤木 正雄
近藤 信一 武藤 常介
石原幹市郎 小澤久太郎
西岡 ハル 酒井 利雄
北 勝太郎 湯山 勇
田中 一 永井純一郎

○委員長(石川第一君) この際お諮り
いたします。建設業法の一部を改正す
る法律案につきましても、大蔵委員会か
ら連合審査会開会の申し出がございま
した。本委員会として、本案について
同委員会と連合審査会を開会いたすこ
とにいたしたいと存じますが、御異議
ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(石川第一君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたしました。

つきましては、連合審査会開会の日
時等は委員長において大蔵委員長と協
議の上決定したいと存じます。その
で、これを委員長に御一任願いたい
と存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(石川第一君) 御異議ないと
認めます。さように決定いたします。

○委員長(石川第一君) 速記をとめ
て。
〔速記中止〕

○委員長(石川第一君) 速記をつけ
て。
次に、建設業法の一部を改正する法
律案を議題に供します。

本案の提案理由の御説明を、発議者
からお願ひいたします。
○田中一君 ただいま課題となりまし
た建設業法の一部を改正する法律案に
つきまして、提案の理由を御説明申し

上げます。
建設業法は、昭和二十四年五月、第
五国会において建設工事の適正な施工
の確保と建設業の健全な発達をはかる
ために制定されたものであります。

御承知のごとく、終戦後、復興事業
の急激な増加あるいは駐留軍関係工事
の発生等により、建設業者の乱立は著
しいものがあつて、本年三月現在にお
きましても、建設法に基づく登録業者は
なお六万以上にも及んでいるのであり
ます。

最近、これらの工事の一段落による
工事量の著減と経済的逼迫の事情は、
業者数に比して工事需要量の僅少な
とから、業界に激しい競争を引き起
し、ダンピング入札の弊害を生じつつ
ある現状であります。

著しい低額入札の結果は、必然的に工
事施工の粗悪化を来たすのみならず、
ひいては業者の破産、あるいは労働者
に対する賃銀不払い等を生ずる事態
に至りますことは明らかであります。

ことに、国または公共企業体あるい
は地方公共団体の行う公共工事は、そ
の財源を国民の租税、貯蓄に仰ぎ、か
つ公共の福祉、利益に重大な関係を有
することを考えますならば、その工事
の良否は看過することのできない問題
であります。

公共工事につきましても、古くは大
正九年、道路工事執行令第十一条にお
いて、予定価格の十分の八から三分の
二の範囲内の制限価格を定めてお
り、また公共工事の前払金保証事業に
関する法律に基く保証会社は、予定価
格の八割五分をくだらない落札価格の
場合においてのみ前払金の保証を行う
方針をとっておりますし、また地方公

共団体においてはすでに大半が地方条
例に基いて最低制限入札方法を採用し
ている状態であります。

本改正案は、かかる現状に堪がみま
して、国または日本国有鉄道等の公共
企業体もしくは地方公共団体等が、公
共工事の請負を競争入札に付する場合に
は、予定価格の十分の八以内の最低落
札価格に満たない価格による入札を無
効とし、公共工事の適正な施工をはか
ろうとしたものであります。ただし、
軽微な工事までは特殊な方法によるも
ので政令で定めるものについては、適
用を除外し、運用の円滑を期した次第
であります。

以上が本法案を提案いたしました理
由であります。何とぞ慎重御審議の
上、すみやかに御可決下さるようお願
ひいたします。

○委員長(石川第一君) 速記をとめ
て。
〔速記中止〕

○委員長(石川第一君) 速記をつけ
て。
それでは、暫時休憩いたします。
午前十一時五十一分休憩

午後一時四十六分開会
○委員長(石川第一君) ただいまから
午前中に引き続きまして、委員会を再
開いたします。

建設業法の一部を改正する法律案を
議題に供します。

○赤木正雄君 私はこの法案を審議す
る参考といたしまして、アメリカ、イ
ギリス、フランス、ドイツの四カ国に
おける請負の情勢といひますか、入札
の情勢、これを一応参考書としていた
だきたいと思ひます。

○田中一君 準備しておりますから、さつそくこの次にでも差し上げたいと思ひます。また、もし一部でもよろしいならば、さつそくだいまいお届けいたします。

○委員長(石川第一君) 午前中、本案の提案理由の御説明を伺つたのです。が、なお本案の詳細な内容の説明を、発議者からお願いしたいと思います。

○田中一君 お手元に法律案要綱をお届けしてございますが、これは非常に簡単なものでございますから、一つごらん願ひたいと思ひます。

第一 国、日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社、日本住宅公団若しくは地方公共団体が発注する建設工事の請負契約について競争入札を行う場合、又は政令で定める公共の利益の重大な関係がある建設工事の注文者がその建設工事について競争入札を行う場合には、最低落札価格の制度を採用することとし、最低落札価格に満たない価格による入札は無効とする。

これは大体どういふものを——国、日本国有鉄道、日本専売公社、電信電話公社、日本住宅公団……。鉄道、専売公社、電信電話公社はまあ公企業として、当然これは国に準ずるものといふような見解は、これは私ばかりでなくして、政府自身もあらゆる立法措置においてとっておりまして、今度新しくできますところの住宅公団につきましても、これも先般当委員会でもいろいろ審議いたしておりますので、多くの国家融資が行われるものですから、この際これは当然ここに公共企業体と同じような形態をもって例記したものでございませう。

でございます。

そこで、では、どんなものを政令で定めるような考え方を持っておるかと思ひますと、公共工事の前払金保証事業に関する法律により、土木建築業に関する公共工事の指定とこの指定を行つておられます。これは建設大臣がこの指定を行つておられます。これは指定してあります業種と申しますのは、大体以下のような十五項目でございます。

- 一 電源開発その他電気事業の設備拡充に関する工事
- 二 電信電話工事
- 三 鉄道軌道工事
- 四 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基づき駐留するアメリカ合衆国軍隊の発注する工事
- 五 製鉄業、石炭採掘業、鋳業、石油精製業、合成繊維工業、硫酸工業及び造船業の設備拡充に関する工事
- 六 森林組合、農業協同組合、漁業協同組合及び塩業組合並びにこれらの連合会の発注する工事
- 七 国又は地方公共団体が出資している法人が発注する工事及びこれらの法人が耐火建築促進のために貸し付ける資金に係る工事
- 八 国家公務員共済組合法に基づく共済組合(日本専売公社法第五十一条第一項、日本国有鉄道法第五十一条第一項及び日本電信電話公社法第八十条第一項の規定により日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社に設けられた組合を含む)又はこれらの連合会の発注する工事
- 九 ガス事業の設備拡充に関する工事

工事

十 放送事業の設備拡充に関する工事

十一 道路法の規定により道路管理業者以外の者の行う道路に関する工事及び道路運送法の規定による自動車道の工事

十二 国又は地方公共団体から補助金の交付を受けている公益法人の発注する工事

十三 健康保険組合及び国民健康保険組合並びにこれらの連合会の発注する工事

十四 厚生年金保険積立金の還元融資に係る工事

十五 国、日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社又は地方公共団体その他の公共団体の直轄工事の用に供する目的をもって発注する機械類の製造

こうなっておりますが、提案者といふたしましてはこれを全部織り込もうとする意思はございません。大体考えられておりますものは、少くとも大部分の資金が国家融資でなされるところの法人といふものを別途としておられます。でも、もし考えられますならば、これはまあ政府が政令で定めるようになっておられますが、今われわれがさつと提案者として考えておりますのは、電源開発会社及び電力会社が発注する工事、それからただいま公共工事の前払金保証事業に関する法律の大臣指定の八の分でございます。国家公務員共済組合法に基づく共済組合、これは専売公社、国有鉄道、電信電話公社等を含む共済組合並びにこの連合会、次には健康保険組合及び国民健康保険組合など連合会の発注する工事、厚生年金

にここに最低落札価格の制度を採用してくれという答申案が建設省においては一応採択といひますが、承認されたと申しますか、この中央審議会の答申いたしました案といふものを建設省自身がプリントに刷りまして、全文を地方自治体に送付いたしました事実がございます。その際に、地方公共団体におきましてこの趣旨にのっとりまして、今日では一、二の府県がこのいわゆる最低落札価格といふものをきめぬ所があるかのように聞いておりますが、大部分のものはその中央建設審議会の答申にたえまして実施いたしておるものが現実でございます。ある県におきましては、今言う通り、道路施行令の三分の二という制度を規則または条例で出しておる所もございませう。一つの例で申しますと、東京都におきましても、東京都規則第二百三十三号、これは抜粋でございますが「東京都契約事務規則を次のように定める。これは昭和二十四年十一月十九日に施行いたしました。第十四条に「入札者中予定価格以内であつて且つ特に最低制限額を設けた場合の外予定価格の三分の二を下らない最低価格の入札をした者をもって落札者とする但し設計付入札にあつては設計及び入札金額によつて落札者を定める」というようなことをきめておられます。現に東京都においては全部最低制限額を設けた落札価格をもって入札しているのが現実でございます。

で、十分の八になぜしたかといふこととでございますが、提案者として調べましたところによりますと、十分の八をくだつて制限を設けた府県は一つもございませう。茨城県等は十分の九、

うにここに最低落札価格の制度を採用してくれという答申案が建設省においては一応採択といひますが、承認されたと申しますか、この中央審議会の答申いたしました案といふものを建設省自身がプリントに刷りまして、全文を地方自治体に送付いたしました事実がございます。その際に、地方公共団体におきましてこの趣旨にのっとりまして、今日では一、二の府県がこのいわゆる最低落札価格といふものをきめぬ所があるかのように聞いておりますが、大部分のものはその中央建設審議会の答申にたえまして実施いたしておるものが現実でございます。ある県におきましては、今言う通り、道路施行令の三分の二という制度を規則または条例で出しておる所もございませう。一つの例で申しますと、東京都におきましても、東京都規則第二百三十三号、これは抜粋でございますが「東京都契約事務規則を次のように定める。これは昭和二十四年十一月十九日に施行いたしました。第十四条に「入札者中予定価格以内であつて且つ特に最低制限額を設けた場合の外予定価格の三分の二を下らない最低価格の入札をした者をもって落札者とする但し設計付入札にあつては設計及び入札金額によつて落札者を定める」というようなことをきめておられます。現に東京都においては全部最低制限額を設けた落札価格をもって入札しているのが現実でございます。

あるいは北海道のごときは土木に於いては十分の八、建築に於いては十分の九をもつて最低価格といたしておるのでございます。従いまして、十分の八というものに最低落札価格の線を引くということが違法といえますか、単に政府の持ちますところの予算というものを上げるようなことがありはしまいかというような危険はむしろ除却せられるものと考えられます。

それから次に、第三の場合でございますが、「軽微な建設工事の請負契約の場合又は設計附入札等の特殊な入札方法による場合は、最低落札価格制度を適用しないこととする」と。かようにきめてございしますが、これは予決会計令でこの問題は同じようにこのような規定がきめておられて、一応三十三万程度と考へてはおりましたけれども、随分がでるというように承知しておりますので、その分が軽微な建設工事でございます。設計付入札等もこれは旧道路工事執行令で設計附入札の場合には隨意契約である場合がある、いわゆる入札制をとらないということがございしますので、それを準用したのでございします。

第四の「第一に規定する国等又は政令で定める建設工事の注文者がその建設工事と、その他の土木建築に関する工事とを一括したものの請負契約について競争入札を行う場合にも、第一から第三までに規定するところに準ずることとする」と。と申しますのは、建設業法の第二条に、この土木建築工事のうち建設業とは何であるかということ指定してございしますが、それは別表でそれを現わしております、一

から二十二までございします。第一が大工事、大工事の場合には「建具取付工事を除く」というような除外例が設けてございします。第二が左官工事、第三が土工工事、第四が石工事、石工事の場合には「石碑及び庭石の類の工事を除く」と除外例を設けてございします。五、屋根工事（板金屋根工事を含む）、六、電気配線工事、七、管工事（さく井工事を含む）、八、れんが工事、九、鉄骨工事、十、鉄筋工事、十一、装工事、十二、コンクリート工事、十三、しゅんせつ工事、十四、板金工事、十五、とび工事、十六、ガラス工事、十七、塗装工事、十八、防水工事、十九、タイル工事、二十、壁紙工事、二十一、機械器具設置工事（金属製建具取付工事及び金属製設備設置工事を含む）、二十二、熱絶縁工事と、この二十二項目になっておりますが、このうち除外例としてきめておりますところの大工事、いわゆる木工事のうち「建具取付工事を除く」ということになっております。それから四の石工事のうち「石碑及び庭石の類の工事を除く」ということになっております。しかしながら、現行の国または地方公共団体が発注するところの工事にはおおむね建具取付工事も含んでおり、予算が計上されて、また建具取付工事だけの発注の場合もあるのではなからうか、こう考へておりますが、一応建設大臣が指定しておりますところの意図を尊重いたしまして、建具取付工事並びに石碑庭石類の工事を単独で発注された場合には、建設大臣がこれを建設工事と認定しておられますから、これを除外いたしまして、他の工事と一括して出され

と認める。従って、この除外例がございしますけれども、これは他のものと一括して建てた場合には建設工事として認める、この最低落札価格制度の入札によることとしたわけでございます。以上が大体この内容の説明でございますが、何が御質問があれば御質問いただきます。

○委員長（石川榮一君） 赤木委員から資料の要求がありました、あなたの手元にあるものでございまして、一応朗読して下さい。

○田中一君 これは昭和二十九年八月十四日に、調査立法審査局経済部経済課から取り寄せたものでございまして、だいた長文のものでございしますが、日本の現在の現行法、イギリス、アメリカ、フランス、インド、フィリピン、ジャカルタ、スエーデン、イタリー、ドイツ、西ドイツが入っております。そのうち、アメリカの場合におきましては、おおむね州立法としてやっておりますのが多いのでありまして、これは多分合州国がやっているものと考へております。赤木先生、一つお目にかけますから、もし御要求ならば、資料をさっそく調整しまして、お配りいたします。

○石井桂君 今赤木先生の御質問に關連するのですが、多分建設省の宮内課長のところでそういうのを調べてあるだろうと思ひます。そこであの資料を讀み上げるのも大へんですから、さわりのところだけ、各国の状況を簡単に話していただくと、暑いのに非常にいいかと思ひますが、願えませんか、よろうか。

○委員長（石川榮一君） そこで一応申し上げます。ただいま出ておりますのは、石破官房長、宮内建設課長（説明員）、それから法制局から腰原課長が見えております。ただいまの石井君の質問に対しては宮内建設課長から、先ほど赤木委員から資料の提供を求められたその概略についておわかりでしたら、その重点だけでもこの際御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員（石破二朗君） 実は私の方でも外国の立法例を調べたのがあるんですが、これから御説明申し上げたいと思ひますが、何分いろいろの各国語でできておりますのを抄訳いたして申し上げます。万一間違えて御報告いたしましたら、一つ御容赦願ひまして、そういう意味合におきまして御説明申し上げます。

まずイギリスから申し上げますが、これは業者の指名の問題と、それからいわゆるローアー・リミットの問題、業者の指名と、それから落札者を選定するかどうかという問題は相連している問題かと考へますが、イギリスにおきましては、指名競争入札によつて、これに参加する資格のある者は、公共事業省という省があるところでございまして、そこに政府工事適格請負業者名簿というのを備へつけております。政府の工事に適格だという請負業者のリストを公共事業省で持っております、それに登録されている者の中から指名する、こういうふうなやり方になっております。日本のように一般にだれでも登録をするという制度をとっていません、公共事業に適するといふ者だけのリストを作りまして、それを指名してやらしているようにございします。こういう関係からでございますが、落札者は

一番低い者にする、こういうことになっております。それからアメリカの連邦でございますが、アメリカはこれも詳しくはよくわかりませんが、日本とは少し違ひまして、一般の公開競争入札を原則としてやっておりますようにございします。これも日本のように一ぺんに札を入れるというふうなことでなしに、郵便で送つてもいいとか、入札期間は相当期間を置くとか、いろいろの日本とはやり方が違つていようでございますけれども、一般公開競争入札を原則としております。落札者の決定の方法につきましては、やはりその入札が合理的なものであり、合衆国の利益として受注することができる限り、その入札項目の条件を順守した最低の責任ある入札者が落札する。ただし、政府は合衆国の利益のために、入札の全部もしくは一部を拒否し得る権利を留保する。これを見ますと、アメリカ連邦政府におきましては、原則は一般公開競争入札によると、しかし最低の者に必ずやるとかなんとかいうことにしまして、合衆国の政府の利益のために云々という条件をつけてまして、最低の者でも拒否し得ることがあるというふうな留保の条件をつけているのでございします。実際にこの制度をどの程度活用しておりますか、よく調べは届いておりませんが、よく調べは届いておりませんが、そういう制度になつておるようでございます。

それからフランスでございますが、やはりフランスは大事業につきましては、制限競争入札と申しておりますが、指名競争入札のようなものだと思ひます。大体似たようなものだろうと思ひますが、そういう制度をとつてお

五

ります。入札者のうち最低の価格で入札した者を落札者とするというをやっております。制限はつけておりません。

それから、いろいろありますが、その次にイタリアの例がございまして、これはあとにさしていただきますが、西ドイツの御説明を申し上げます。国地方公共団体が発注します建設工事は指名競争入札を原則としております。ただし、工事の性質により一般競争入札を行うこともある。随意契約は、特殊の技術的な工事以外には随意契約は行わぬで、指名競争を原則としておるようでございます。そして落札者の決定方法は、一般競争入札の場合でも指名競争入札の場合でも、最低価格制という制度は設けておりません。入札参加者の見積書及びその参加者の公共建設事業における過去の成績を検討し、最も合理的な見積書を提出した業者に発注する。これはまあ、ドイツの果してこの通りになっておりますかどうか、最低にやるとも何とも言わずに、札を入れた者のうち最も合理的な見積書を出した者にやると、こういう制度にしておるようでございます。

イタリアのはあとで御説明申し上げます。と申しましたが、私もよくわからぬ点がございまして、おそれ入りますが、建設課長から御説明させていただきます。

○委員長(石川第一君) 官内説明員から補足説明があります。

○説明員(宮内第一君) では、イタリアの例について説明申し上げます。イタリアにおきましては、大体二つ落札者の決定方法があるようでございます。一、一般の場合にはあらかじめ特定の

基準価格、これは日本で申しまするといわれる予定価格と、それを中心に上下に幅を設けて、その間で決定する、そういう方法が一つ。それからもう一つは、予定価格を一つきめるのではなくて、最高価格とそれから最低価格、二つをきめて、その段階で、まあ非常にややこしいやり方であるのであります。で、具体的に申しますと、要するに、五人なら五人の入札者が札を入れた、そのときに最高価格と最低価格がきまつておまして、最高価格を上回つて入れた札はオミットしてしまふ。それから最低価格を下回つた札もオミットしてしまふ。そうすると、一定の線の中に三つ残るわけでありまして、それを平均して、さらに最高価格と最低価格の中間の線を一本引いて、そうしてその三つの札を平均いたしまして、この平均の仕方は算術平均のようでありまして、平均いたしまして、その価格に最も近いものを落札させる、こういう場合に、非常に手の込んだような落札方法をとつておるようでございます。

○田中第一君 この政府の発表した資料でございますけれども、フィリピンなどでは最低入札制限をやつておるものもございまして、一応申し上げておきます。最低制限価格を採用しております。

○委員長(石川第一君) ちょっと速記をとめて下さい。

【速記中止】

○委員長(石川第一君) 速記を始めて下さい。

それでは、建設法の一部を改正する法律案の審議は、一応この程度で打ち切つておきます。

○委員長(石川第一君) 次に、国土開発促進法自動車道建設法案を議題に供します。

○衆議院議員(小澤重喜君) たいへん議題に供されました。国土開発促進法自動車道建設法案の提案趣旨の説明を申し上げたいと思つております。この説明を申し上げる便宜をいたしまして、以下五つの点にわたり順を追つて申し上げます。

第一に、国土を縦貫する高速幹線自動車道を開設しようとするのであります。その規模は、北海道より九州に至る延長約三千キロでございます。わが国土の重要地域を最短距離、最短時間で結ぶとともに、既開発及び未開発の地域を貫通させます。

これを二十年計画により完成することを期しております。国力の進展によりまして、これより短期間に実現いたしますならば幸ひであります。

この高速幹線自動車道は、もつぱら自動車交通の用に供する道たる自動車道でございます。一般交通に供する道たる道路とは異なることとあります。

普通の道路は、混交交通でありますから、自動車交通は平均時速二十キロないし四十キロを出ることができません。のみならず、最近の自動車交通は、高速化に加えて大型化、長距離化の方向に発展しておりますので、従来の道路を走るだけでは、その交通需要が充足されないであります。どうしても自動車専用道路が必要となるのであります。自動車道においては、

その速度も三倍の時速六十キロないし百二十キロの高速で走ることができるとはならず、一車一キロ当りの経費もはるかに低減されて、低運賃、長距離輸送が可能となるのであります。

第二に、この高速幹線自動車道を幹線として、これに接続する主要な道路または一般自動車道、合計延長約二千五百キロの整備を促進し、その組合せによりまして、高速自動車交通網を、新たに形成しようとするのであります。

これは、前述のごとき自動車交通の発展に対処するとともにその利便を最高度に利用するため、わが国における陸上交通上、従来の道路網及び鉄道網に加えて、いわば第三陸上交通路たる高速自動車交通網の確立が急務であると考えらるからであります。

これによりまして、近代陸上交通網の体系を完成し、陸上交通調整をかり、それぞれの交通手段の適正な整備による効用発揮を期待したのであります。

今たとえ一例を申し上げますと、東京—大阪高速縦貫道たる中央自動車道が開通され、またそれに接続する十数本の基幹道路、日本の一般自動車道を加えて整備されれば、東西及び表裏日本にわたる広範な勢力圏を擁することになりまして、特に東海道及び東海線に依存しております大量の交通量のうち、東京—小田原—豊橋間の長距離及び中距離交通量の相当部分が、この中央自動車道によつてまかなえることとなります。この結果は、東海道と東海線の交通量は著しく緩和されることがなり、近い将来におきまして第二東海道すなわち東海線弾丸

道路、または第二東海道線すなわち東海道線の複々線化の必要はなくなるものと考へられる。現在の東海道及び東海道線の適正な整備が促進され、その充実、効用発揮が期待されるのであります。以上は一応一例にすぎませんが、一応つけ加へるわけであります。

第三に、この新たな高速自動車交通網を完成することによりまして、従来のいかなる手段によりまして達成することができなかった国土の普遍的開発、画期的な産業の立地振興及び国民生活領域の拡大をはかることとあります。

これが、本法案を提出いたしました窮極にして最大の目的でございます。従いまして、高速幹線自動車道の建設、支線となるべき主要な道路または一般自動車道の整備と相待ちまして、沿線地帯における資源の開発、耕地牧野草地の改良、鉱工業の立地条件整備、新都市及び新農村の建設等につきまして、総合的な実施を意図して行つていただきます。

これによりまして、現在、遅々として進まない国土総合開発の展開をはかりたいものと考えらるものであります。

高速自動車交通によりましては、第一に、従来の三分の一ないし二分の一の時間で、国内各地域間が連絡されるときに、東京または大阪から国内重要都市にすべて半日ないし一日行程で達することができるとなり、第二に、同一距離について、従来の六〇%以下の輸送コストで済むようになるのであります。

このことが、国土の普遍的開発、画期的な産業の立地振興及び国民生活領域

の拡大をはかることとあります。

の拡大の基本条件となるのであります。

今、東京―青森間高速幹線自動車道たる東北自動車道が開通されますならば、東京から現在国道で福島に着く時間すなわち十時間前後で、青森に着いてしまふ、同様に、大阪―門司―鹿児島間高速幹線自動車道たる中国及び九州自動車道が開通されますならば、大阪から現在国道で広島に着く時間、すなわち十五時間前後で鹿児島に着いてしまふこととなります。

そこで、従来、多かれ少かれ、経済僻地の地として、産業の立地振興も容易に達せられなかつた北海道、東北、中部、東日本、四国、南九州等の地方も新たな交通利便の経済地域としてよみがえることとなるのであります。

これらの地方は、幸い、土地、資源、電源等に恵まれてゐるのでありますから、いづれ条件がそろつたといえるのであります。

また、わが国土は狭小といひながら、なおその二〇％足らずの平地地帯に人口が蟄集して、残りの山地高原地帯の土地利用度はきわめて低い状況であります。これら山地高原地帯といへども新たな交通利便がもたらされずならば、広範な範囲にわたつて、人の住むに値する領域となるのであります。

高速自動車交通網は、道路網、鉄道網が人口を追つていよいよ平野地帯に錯綜してゐるのに対して、これら未開後進の山地高原地帯をも縦横断するものでありますから、国土のこの残された地帯に向つて国民生活領域を拡大していき、外に失つた領土を、文字通り、内に求めることとなるのであります。以上によりまして、わが国民経済の

地域的偏在である人口、産業施設の大都市地区への過集中、地方経済の貧困が逐次解消されて行き、国土の普遍的開発が達成され、ここに、国内各地域がそれぞれ繁榮する真に民主的國家が育成されるのであります。

かかる事態を、何か夢物語りと感ぜられまふならば、明治時代における道路網、大正時代における鉄道網の整備が、わが國の政治、経済、社会、文化の上に及ぼした影響を見のがすものであります。

今日、昭和の後半におきまして、高速自動車交通網の完成を期しまするゆえんは、この歴史的な事態をさらに発展させたいからにはかならないのであります。

第四に、以上の施策によりまして、わが国民経済の拡大発展のための最も重要な基礎が造成されることとなるのであります。これらの施策に要する経費は、今日及び将来の國民の努力によりまして、國民経済規模の中において十分にまかなひ得るものであることを確信いたしまして提案いたしましたこととて、ごさいします。

すなわち、高速幹線自動車道の建設に要する経費は、年間約二百億圓ないし三百億圓でございします。この額は、たとへば政府の研究いたしました「昭和四〇年度の総合開発の構想」中で必要と認められてゐる公共投資の年平均額の六〇％程度であり、また、現在同様に産業発展の基礎造成として重点的な財政投資として電源開発事業の年経費を下回つてゐる額であります。

その他の総合開発事業に要しまする経費は、総合的財政投資融資に

よつてまかない得べきものと考へます。

第五に、わが國民経済の拡大発展への過程におきまして、國民の完全雇用を期するためには、相当大規模な就労対策事業の継続的実施が必要と考へるのであります。以上の事業は、その最も有効な事業であることとてあります。

以上申し述べましたかは、面期的な施策の実施に当りましては、政府は、関係者の知能を集め、また関係部局の技術その他の粋を集め、緊密な協力によつて、後世に悔いなき成果をあげることを期待してゐるのであります。

以上、本法案の提案趣旨の説明をいたしました。何とぞ慎重審議の上すみやかに決定せられんことをお願いいたします。

○委員長(石川榮一君) 次に、国土開発総合自動車道建設要綱について、橋本議員(橋本次郎君) お手元へ印刷物として差し上げてあります。衆議院の方では各党から一名出まして、これを四つに分けて提案をいたしました。しかし重複する点がたくさんございします。国土開発総合自動車道建設要綱について、私提案説明をさせていただきますと思ひます。これは第一に目的がうたつてあるわけですが、ただいま小澤提案者代表から御説明のありましたものを要約いたします。国土の普遍的開發をはかり、面期的な産業の立地振興及び國民生活領域の拡大を期するとともに、産業発展の不可欠の基礎たる、近代高速交通体系を新たに形成させるため、国土を縦貫する高速幹線自動車道を開設し、及びこれと関連して新都市及び新農村の建設等を促進する。これ

が目的でございます。

第二に計画の概要でございます。第一、第一目として、北海道から九州に至る約三千キロ延長の高速幹線自動車道を国土を縦貫させ、重要経済地域を最短距離、最短時間で結ぶとともに、既開発及び未開発の地帯を貫通させて建設する。第二目として、前記は国土開発総合自動車道と称し、國が建設する。総事業費約六千五百億圓。ただし、一部について一般自動車道事業として免許することができ。三番目として、免許することとてあります。三番目として、国土開発総合自動車道を幹線路線として、表、裏日本を肋骨状に連絡する主要な道路または一般自動車道合計延長約二千五百キロを整備し、あわせて高速自動車交通網を形成させる。所要経費約一千二百億圓であります。四番目として、以上の高速自動車交通網配置図は、別掲のとおりである。五番目として、これら自動車道の建設と並行して沿線地帯の資源開発、耕地牧草地改良、鉱工業立地条件整備、新都市および新農村建設等の開発事業の計画的実施を促進する。六番目として、農耕地の潰廃をできるだけ避け、移転等のやむなくする住民に対しては、定住地設定等の補償事業を同時に行う。

第三項目として、計画実施による経済社会効果であります。第一、第一目として、わが国土の縦長な国土及び背陸山脈の存在が近代高速交通を妨げていたのに対し、時間距離を従来の三分の一ないし二分の一に短縮し、重要都市に東京または大阪からおよそ一日行程で到達できるとなるわけであり。第二目、近代高速交通路として、

輸送コストの引き下げおよび物資交流の迅速化による産業発展の基盤となる。第三目、交通利便によつて電源および資源地帯に適地産業を立地させることができ、鉱工業の立地条件の適正化による企業合理化の促進に寄与することができ。次に、沿線地帯における開拓適地、牧草地の開闢により酪農畜産中心の農業生産の面期的振興を期することができ、総合的な食糧増産をはかり、國際収支の圧迫を緩和するとともに、増加する農村二、三男をここに吸収することができと思ひます。次に、交通利便によつて大都市圏に衛星都市を、地方に産業都市を建設し、人口の大都市への過集中を防止することができ。次に、

國際觀光ルートの完成による外貨収入の増加を期待することができ。また、最有力の就労対策事業ともなるわけであり。第四項目として、実施方法を簡明に申し上げます。国土開発総合自動車道建設、これに連絡する主要な道路または一般自動車道整備、沿線の開発事業等について國が総合計画を樹立し、これに基き効率的実施をはかる。次に、国土開発総合自動車道については昭和三十一年度より二十年計画によるものとし、年間約二百億圓ないし三百億圓の財政投資融資をはかる。次に、国土開発総合自動車道建設法を制定し、予定線および建設線の決定、継続予算制の実施、資金融通等をはかる。次に、國において国土開発総合自動車道を建設する場合には、日本國有自動車道公社(仮称)であり、また、()を設立し、国土開発総合自動車道にかかわる國官自動車道事業、同

自動車運送事業および関連開発事業も能率的経営に当らしめる。

次に、第一期の事業といたしまして、東京、大阪間、いわゆる中央自動車道と言われているのを建設しようというのでございます。これが四百五十キロでございまして、昭和三十年、本年度調査をいたしまして、来年から三十五年まで五年の事業計画によって実施をいたします。で、同事業費は約千三百五十億円というように計算をいたしておるわけでございます。で、この事業によりまして、地方の青年を年間約十万人、この事業に吸収をいたしまして、技術的訓練を与えつつ、近代的土木施工に当らしめ、厳正施工、能率施工を期するとともに、有為な地方青年の就労自立対策といたしたいと思ひます。

次に、財源の問題でございするが、提案者としていたしましては、電源開発に引き続き産業発展のための重点事業としての重点的財政投融資をいたたく、こういうふうな考へております。それから、国土開発縦貫自動車道事業債券の発行による民間その他資本の導入。それから事業の経営は有制制による収入によってこれを返還をし、維持をしていこう。なお、就労対策事業といたしまして、国庫負担をお願いをいたしたい。

で、いろいろ計画の表がございするが、ただいま読み上げました以下の表には、やや数字的なものが載っておりまして、ごらんを願いたいと思ひうわけでございます。

次に、建設法でありますが、建設法の条文につきまして、もはや申し上げる必要はないかと思ひますが、順

序でございするもので、なるべく簡潔に早く一条ごとに申し上げてみたいと思ひます。

第一条は、この法律の目的でございするが、提案趣旨に申し述べた通りでございするが、第一第一に、国土を縦貫する高速幹線自動車道を開設すること、第二に、これとあわせてその支線となるべき主要な道路または一般自動車道の整備を促進し、その組み合わせで、道路網、鉄道網に次ぐ、第三陸上交通路としての高速自動車交通網を新たに形成することがうたつてあります。第三に、この高速自動車交通網の形成をもとにいたしまして、国土の普遍的開発、画期的な産業の立地振興及び国民生活領域の拡大をはかるため、その集約として、沿線地帯における新都市及び新農村の建設を促進すること。以上が目的でございします。

第二条は、定義でございまして、この法律で、国土開発縦貫自動車道とは、「もっぱら自動車の交通の用に供する道」とする自動車道を言つておりまして、道路運送法の適用を受けるものでありまして、これは運輸及び建設両省の共管事項に属するものであります。従いまして、道路法の適用を受ける「一般交通の用に供する道」とする道路とは区別されるものであります。

第三条は、本法案中最も重要な事項でございまして、国土開発縦貫自動車道すなわち高速幹線自動車道として、国において建設すべき路線を、予定路線として設定しておるのであります。中央自動車道は六自動車道を予定路線とし、別表に、その路線名、起点、終点及び主たる経過地を定めており、その経過地につきましては、一県

に一ヶ所くらいとしましてきわめて大筋のルートを決めておるのでございします。国土開発縦貫自動車は、わが国の重要地域を最短距離、最短時間で結ぶとともに、既開発及び未開発の地域を貫通する趣旨によりまして、おのずから行くべき道は明かとなると思ひます。あります。なお、予定路線のルートは基礎は一応ペーパー・ローケーションができておるのであります。具体的な路線決定をいたします際には、当然この大筋のルートの範囲で十分に検討すべきものであることは申し上げるまでもないこととあります。なお、国が国土開発縦貫自動車道を建設する場合、道路運送法中の国営自動車道事業の規定によって行うこととなるのであります。

第四条は、前条により国が建設すべきものと定められている予定路線であつても、その一部について、民間、公共団体等国以外の者に対して、民間、一般自動車道としての建設を免許することといたしてございするわけでございします。ただし、この際、第五条及び第八条によりまして、政府は必要な資金の融通あつせんをすることができ、ることといたしてございする。なお、この場合の免許は、いわゆる解除規定でありまして、被免許者は、道路運送法に定める一般自動車道事業の免許により事業実施をしなければならぬことは当然であるかと思ひます。以上、予定路線中の免許路線につきましても、当然、高速幹線自動車道として、一貫した機能を發揮しなければならぬものでありますから、自動車道の構造上またはその事業経営上、

一定の規格または基準によらしめる必要があるものでありますから、その条件を付することのあることを規定しておるのでございします。

第五条は、国土開発縦貫自動車道の建設は、陸上交通需要またはその調整上はもとより、国土総合開発上、また国家財政資金計画上重要な意義を持つものでありますから、その所掌は運輸及び建設の両省にあるわけであります。が、そのいずれの路線をいづれの規模でいづれの時期に建設するかは建設線の基本計画の立案を内閣総理大臣の責任といたしまして、関係大臣、衆参両院議員代表及び学識経験者からなる国土開発縦貫自動車道建設審議会の議を経て、これを決定するようにいたしてございします。これは、産業の拡大発展の重点事業として電源開発に続くものと考え、電源開発促進法における電源開発の扱いと同様の扱いをしておりますのでございします。この内閣総理大臣の決定をいたします建設線の基本計画を、運輸及び建設両省で実施することとなるのでございします。

第六条は、前条の高速幹線自動車道の建設と並行しまして、第一条の目的を達成するためには、高速自動車交通網を形成させるため、これに接続する主要な道路または一般自動車道の建設を促進し、また国土の普遍的開発、画期的な産業の立地振興及び国民生活領域の拡大をはかるため、新都市及び新農村の建設を促進する必要があるものでありますから、内閣総理大臣に、基本計画に照らして、これらの事項に関する関係省の計画の立案及び実施、免許等の処分について総合調整する権限を与えておるのでございします。

以上本条及び前条によりまして、内閣総理大臣に新たな任務が課せられておるのであります。従いまして、総理府に、この重要な行政事務を行うセクションが新たに必要となると考えられます。このセクションは又審議会の事務局ともなるわけであります。

第七条及び第八条は、経費に関する措置を定めたのでございまして、国の予算の場合には財政法第十四条の二の「特に必要がある場合」としまして、継続費の設定を、建設線の基本計画に照らして重要な一般自動車道事業を經營する者に対しては、資金の融通あつせんのできることを定めております。

第九条は、国土開発縦貫自動車道の建設に伴う犠牲者に対し、正当な補償を行うことと相俟つて行ひ必要があると認める生活再建及び環境整備のための措置について、政府がその実施に努めるべきものとして、事業の円滑な実施と犠牲者のすみやかな回復を期待しておるのでございします。

第十条は、内閣総理大臣が建設線の基本計画を立案いたしますため必要な基礎調査を政府各機関がすみやかに実施すべきことを定めております。その実施方法は、内閣総理大臣が調査基準の決定、実施上の調整及び調査結果の統合を行い、また必要な予算を一括計上しまして、これに基づいて、必要な経費の移しかえを受け、運輸及び建設両省または関係省がその分担に従い実施するものとすることが最も効果的であると考へられます。高速自動車道の建設は、総合的な技術の集積が必要であり、また国土総合開発の重要なきめ手となるものであるからであります。

第十一条から第十四条迄は、国土開

発給自動車道建設審議会に關する規定であります。本審議会は、本法案におきましては、内閣総理大臣の議決機関として重要な役割をになつておるものであります。

第十五条は、政令への委任事項であります。

以上、本法案の要旨について申述べたわけであります。

さらに、お手元に国土開発縦貫自動車道建設準備設置案というプリントが参つております。ただいま私が読み上げました第六條のいわゆるいろいろな仕事を行うセクションの、われわれ提案者といはしましては構想をこのプリントに刷りまして、皆さん方に御審議をお願いするために提案をいたしたわけでございます。すなわち、全部の關係者が総力をあげてこの画期的な仕事をいたしますためには、やはり總理府の審議室内にこのような準備室を設けまして、運輸、建設あるいは通産あるいは農林、経産、労働、厚生等の關係各省から係官を出向をさせまして、仕事をしたいのが最も適當である。こういふふうに考えまして、一応提案者の構想をこのプリントにまとめたものでございます。

以上、簡単にございしますが、提案説明をいたしました。本法案は非常に、何といひますか、關係者の関心を呼びまして、ぜひ一つ本国会において通過をさしていただきたいという御要望も参つておりますので、一つ慎重御審議の上、本国会においてぜひ一つ通過するように、提案者を代表いたします。どうもお願いをいたしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○赤木正雄君 この法案は議員提案でありますから、さきにも申したように、こういう内容の詳しいものは各議員に配付されておられません。われわれはこれを説明するにも非常に重要な資料だと思ひますが、われわれに配付となつたと同じような資料を各議員に配付して下さい。

○委員長(石川榮一君) 桶さんに聞きますが、準備ができるかどうかかわかりませんが、あなたの本国会にこの通過をせよといふこととはよくわかります。それには、建設委員会だけではこれをいいたが、他の議員に渡つておられない。そこで、こういう重大な法律ですから、一般的によく知る必要があると思ひますから、なすべくすみやかにこのプリントを作つて下さつて、参議院側の各議員に配付するような方法はとれませんか。

○衆議院議員(橋本次郎君) それでは帰りました。すぐ配付するように手配いたします。

○委員長(石川榮一君) そうしますと、大きいものですから、面期的な法案ですから、あなた方の大きな構想はけっこうですが、それだけに相当真剣に取組んで、夢を見ているうちにはいいですが、夢物語に終つては困るから、どうかそういうふうに取り計らひまして、各議員に全部渡るようお願いいたします。

速記を止めて下さい。
午後三時三十分速記中止
午後三時三十一分速記開始

○委員長(石川榮一君) 速記を始め、お諮りいたします。国土開発縦貫自動車道建設法案の審査のために、参

考人の出席を要求したいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(石川榮一君) 御異議ないと認め、さうに決定いたしました。

参考人は、ただいま懇談しまして、大体決定しました範囲の方々に願ひたいと存じますが、参考人の御都合等もあることありますので、この点は委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(石川榮一君) さうに決定いたしました。

本日は、これにて散会いたします。
午後三時三十二分散会

七月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は七月五日)

七月二十日本委員会に左の件を付託された。

一、建設業法の一部を改正する法律案(小澤久太郎君外二名発議)

建設業法の一部を改正する法律案
建設業法の一部を改正する法律案
建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三條中「第二十二條第二項及び第三項」を「第二十條の二、第二十二條第二項及び第三項」に改める。

第二十條の次に次の一條を加へる。

(国等の発注する建設工事の競争入札)

第二十條の二 国、日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社、日本住宅公団若しくは地方公共団体が建設工事の請負契約をなす場合又は公共の利益に重大な關係がある建設工事で政令の定めるものの法文者が当該建設工事の請負契約をなす場合において入札の方法により競争に付するときは、当該建設工事に係る予定価格の十分の八を下らない範囲内において当該建設工事の法文者が定めた最低落札価格(当該法文者が最低落札価格を特に定めない場合は、当該予定価格の十分の八に相当する価格)に満たない価格をもつてした入札は、他の法令の規定にかかわらず、無効とする。

2 前項の規定は、建設工事の請負契約についての競争入札で政令で定める軽微な建設工事に関するもの又は政令で定める特殊な方法によるものについては適用しない。

3 前二項の規定は、第一項に規定する者が、同項に規定する建設工事とその他の土木建築に関する工事を一括したものの請負契約をなす場合において入札の方法により競争に付する場合に準用する。

附則
この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

七月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、放射四号路線駒沢、瀬田間の工事中止に關する請願(第一四九一號)

一、災害復旧費国庫補助増額等に関する請願(第一五〇四號)

一、若手県金ヶ崎町の水害対策に關する請願(第一五五四號)

第一四九一號 昭和三十年七月六日受理
放射四号路線駒沢、瀬田間の工事中止に關する請願

請願者 東京都世田谷区新町一ノ七三 徳永繁雄外四名

紹介議員 田中 一君
放射四号路線駒沢、瀬田間の工事は地元民一同の正しい主張が認められ東京都に交付されていた国庫金(防衛分担金)は昨年四月国庫に還付され工事は中止に決定したが、その後、東京都側のはげしい工作によつて国庫金は都に再交付され現在工事の強行を図つてゐる。

しかし、住宅問題が大きく取り上げられてゐる今日、またこの路線決定に大きな発言権をもつた都建設局關係部長の汚職容疑者の続出している現在、百五十戸、三百世帯、千人の生活の本拠を奪う不要不急のこの道路工事を直ちに中止せられたいとの請願。

第一五〇四號 昭和三十年七月七日受理
災害復旧費国庫補助増額等に関する請願

請願者 福岡市天神町一福岡県町村長会内 柿原種雄

紹介議員 吉田 法晴君
一昨年の大水害による被害の甚大なるに堪がみ、国会においても水害復旧に關する臨時措置法の制定、その他の特別措置を講ぜられ、これに基いて災害復旧に對する国庫補助も三・五・二の割合で三年間にその交付を完了す

る方針と聞き及んでいたが、その後の
実情はこれと相違し昭和二十八、九両
年度の交付額はこれを併せても僅かに
工事査定額の三割余に過ぎず、被害町
村においては工事費の大部分を借入金
に仰いできたため、その後における借
入金の利子の支払額が相当の多額にの
ぼり、たださへ窮迫した災害町村の財
政は漸次困窮の度を深め、いまや破た
んの寸前に至っているから、災害復旧費
国庫補助の予算を増額計上せられその
残額の早期交付と、借入金に対する利
子の補給の措置をすみやかに実現せら
れたいとの請願。

第一五五四号 昭和三十年七月十
一日受理

岩手県金ヶ崎町の水害対策に関する請
願

請願者 岩手県胆沢郡金ヶ崎町
長 及川貢外一名

紹介議員 千田 正君

岩手県金ヶ崎町の北上川並びに胆沢川
流域は、無堤防と堤防不完全のため、
降雨のたびに水害のきよう威にさらさ
れ、特にアイオン、カザリン台風の水
害は非惨をきわめた。幸い政府並びに
県当局の適切な援助によつて一応の
復旧を見たが、去る六月二十四、五日
の豪雨により再度の被害を受け、沿岸
住民は不安にあけくれている実情であ
るから、応急対策として、被害農家に
対する低利長期融資、復旧工事に対す
る国庫補助等の措置を講ずるととも
に、恒久対策として、金ヶ崎橋の永久
橋架け替え、北上川並びに胆沢川堤防
の補強工事等の措置を講ぜられたいと
の請願。

昭和三十年七月二十六日印刷

昭和三十年七月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局